

四 奈良県立都市公園条例(昭和三十年三月奈良県条例第十一号)	第三条第三項	第四条	合を含む。)並びに第十八条
五 卸売市場法施行条例(昭和四十七年三月奈良県条例第三十号)	第九条第一項	第四条	
六 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例(昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号)	第五条第二項	第四条	
七 奈良県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十六号)	第三条第一項	第三条	
八 奈良県産業廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号)	第九条第四項	第四条	

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。  
平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第十八号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 動物の適正な飼養

第一節 飼い主の遵守事項(第五条・第六条)

第二節 動物取扱業の規制(第七条―第二十條)

第三節 特定動物の飼養(第二十一条―第三十二条)

第三章 動物の収容等(第三十三条―第三十七条)

第四章 緊急時等の措置(第三十八条・第三十九条)

第五章 雑則(第四十条―第四十四条)

第六章 罰則(第四十五条―第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。
- 二 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が動物を飼養(保管を含む。以下同じ。))する場合は、その者を含む。)をいう。
- 三 動物取扱業 飼養施設(動物の飼養のための施設をいう。以下同じ。)を設置して動物(畜産農業に係るものその他規則で定める用途に供するために飼養しているものを除く。)の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他規則で定める取扱いを業として行うことをいう。

四 特定動物 ライオン、わにその他の人の生命、身体又は財産（以下「人の生命等」という。）を侵害するおそれがある動物として規則で定める動物をいう。

（県等の責務）

第三条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護と適正な飼養に関し、市町村と連携して、普及啓発その他必要な施策を実施するように努めなければならない。

2 県民は、動物の愛護に努めるとともに、法及びこの条例の規定に基づき県が行う施策に協力するように努めなければならない。

（飼い主等の責務）

第四条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養に努めなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生にわたり飼養するように努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができると認められる者に譲渡するように努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれを適正に飼養することが困難となるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養

第一節 飼い主の遵守事項

（飼い主の遵守事項）

第五条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正にえさ及び水を与えること。
- 二 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- 三 適正に飼養施設を設けること。
- 四 飼養施設内外の汚物等を適正に処理し、常に清潔を保つこと。

五 公共の場所又は飼い主以外の者の土地その他の物件を汚し、又は損傷させないこと。

六 異常な鳴き声、臭気、羽毛等により人に迷惑をかけること。

七 哺乳類に属する動物の離乳前の譲渡は行わないこと。

八 逃走した場合は、捜索し、収容すること。

（犬の飼い主の遵守事項）

第六条 犬の飼い主は、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 次に掲げる方法により、常に、飼養する犬が人の生命等を侵害することのないようしておくこと。

ア 飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物等に係留すること。

イ 飼養する犬の形態、性状等に応じ、おり、囲い等の障壁の中で飼養すること。

ウ 飼養する犬を連れ出す場合にあつては、飼養する犬の形態、性状等に応じ、丈夫な綱、鎖等で保持する等これを制御できるようにしておくこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める方法

二 犬の種類、発育状態等に応じて適正な運動をさせること。

三 犬の生態、習性及び生理を理解した上で、当該犬に適したしつけを行うこと。

第二節 動物取扱業の規制

（動物取扱業についての特別の規制措置）

第七条 動物取扱業を営む者（動物取扱業を営もうとする者を含む。）については、法第十四条の規定により、法第二章第二節に規定する措置に代えて、この節に規定する規制措置を適用するものとする。

（動物取扱業の登録）

第八条 動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ、その飼養施設を設置する事業所ごとに、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 県の区域内において飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地
- 三 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所

四 動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練若しくは展示又は第二条第三号の規則で定める取扱いの別をいう。)

五 取り扱う動物の種類及び数

六 飼養施設の構造及び規模

七 飼養施設の管理の方法

八 第十八条第二項本文の動物取扱主任者の氏名

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が第十条第一項第一号に該当しないことを誓約する書面

二 飼養施設の配置図及び付近の見取図

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(登録の実施等)

第九条 知事は、前条第二項の申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を動物取扱業登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、当該申請者に、その旨を通知するとともに、前条第二項第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を記載した動物取扱業登録証を当該申請者に交付しなければならない。

(登録の拒否)

第十条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき。

- ア 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- イ 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ウ 法人で、その役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの

二 第十八条第一項の基準の遵守をせず、又はしないことが明らかであるとき。

三 第十八条第二項本文の動物取扱主任者を置かないとき。

四 申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録等)

第十一条 第八条第一項の登録を受けて動物取扱業を営む者(以下「登録業者」という。)は、同条第二項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかの変更(同項第三号に掲げる事項の変更にあつてはその役員、同項第八号に掲げる事項の変更にあつては動物取扱主任者の変更に限る。第四十七条第一号において同じ。)をしようとするときは、変更の登録を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前項の変更の登録を受けようとする登録業者は、変更をしようとする事項その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第八条第三項、第九条及び前条の規定は、第一項の変更の登録について準用する。

4 登録業者は、第八条第二項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項

に変更があった場合（同項第二号に掲げる事項にあっては飼養施設を設置する事業所の名称を変更するときに、同項第三号に掲げる事項にあってはその役員を変更しないときに、同項第八号に掲げる事項にあっては動物取扱主任者を変更しないときに限る。）は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、変更のあった事項及び変更の年月日を動物取扱業登録簿に登録するとともに、これらの事項を記載した動物取扱業登録証を当該届出をした者に交付しなければならない。

（廃業等の届出等）

第十二条 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、動物取扱業登録証を返納しなければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であったもの
- 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- 五 動物取扱業を廃止した場合 登録業者であった個人又は登録業者であった法人の役員
- 六 登録に係る飼養施設の使用を廃止した場合 当該登録業者

（動物取扱業登録証の再交付）

第十三条 登録業者は、動物取扱業登録証を亡失し、又は損傷したときは、動物取扱業登録証の再交付を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による再交付の申請があったときは、動物取扱業登録証を再交付しなければならない。

（動物取扱業登録証の返納）

第十四条 登録業者は、第十一条第三項において準用する第九条第二項の規定により動

物取扱業登録証の交付を受けたとき又は前条第二項の規定により動物取扱業登録証の再交付を受けた後に亡失した動物取扱業登録証を発見したときは、遅滞なく、既に交付を受け、又は発見した動物取扱業登録証を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第十五条 知事は、第十二条の規定による届出があったとき（登録に係る飼養施設の使用を廃止した事実が判明したときを含む。）又は第十七条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、第八条第一項の登録を抹消しなければならない。

（動物取扱業登録証の掲示）

第十六条 登録業者は、第九条第二項の動物取扱業登録証を、第八条第二項第二号の事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（登録の取消し等）

第十七条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 法に基づく処分又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 三 第十条第一項各号のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき。
- 四 第二十一条第一項の許可を受けている場合であって、第三十条の規定により当該許可を取り消されたとき。

2 第十条第二項及び第十四条の規定は、前項の規定による登録の取消しがあった場合について準用する。

（動物取扱業を営む者の遵守事項）

第十八条 動物取扱業を営む者は、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等について法第十一条第一項の基準を遵守しなければならない。

2 動物取扱業を営む者は、その取り扱う動物の管理を適正に行わせるため、飼養施設を設置する事業所ごとに専任の動物取扱主任者を置かなければならない。ただし、動物取扱業を営む者が、自ら動物取扱主任者となって管理する場合は、この限りでない。

3 前項の動物取扱主任者は、動物の適正な飼養に関し必要な知識を習得させることを目的として知事が行う講習会を修了した者その他規則で定める者をもって充てなければならぬ。

(勧告及び命令)

第十九条 知事は、動物取扱業を営む者が前条第一項又は第二項本文の規定に違反しているとき、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善し、又は動物取扱主任者を置くべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第二十条 知事は、この節の施行に必要な限度において、動物取扱業を営む者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物取扱業を営む者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 特定動物の飼養

(特定動物の飼養許可)

第二十一条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、規則で定める動物の区分及び飼養施設ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「飼養許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 飼養の目的

三 特定動物の種類及び数

四 飼養施設の所在地

五 飼養施設の構造及び規模

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飼養施設に関する次に掲げる図面

ア 配置図

イ 付近の見取図

ウ 構造及び規模を示す図面

二 飼養許可を受けようとする者が第二十三条第二号アからウまでに該当しないことを誓約する書面

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 特定動物を飼養しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、飼養許可を受けることを要しない。この場合において、当該特定動物を飼養しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学において、試験又は研究のために特定動物を飼養する場合

二 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する飼養施設内において特定動物を飼養する場合

三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けた施設において特定動物を飼養する場合

四 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設において、

獣医師が診療のために特定動物を飼養する場合  
五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める場合  
(標識の交付)

**第二十二條** 知事は、飼養許可をしたときは、規則で定めるところにより、前条第二項第一号に掲げる事項（氏名又は名称に限る。）及び同項第三号に掲げる事項（特定動物の種類に限る。）並びに許可の年月日及び許可番号を記載した標識を交付しなければならない。

(飼養許可の基準)

**第二十三條** 知事は、飼養許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、飼養許可をしてはならない。

一 規則で定める基準に適合する飼養施設を設置すること。

二 次に掲げる者でないこと。

ア 成年被後見人

イ 十八歳未満の者

ウ 第三十条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

エ アからウまでに掲げるもののほか、特定動物を適正に飼養することができない者として規則で定めるもの

(飼養許可の条件)

**第二十四條** 知事は、飼養許可をするに当たっては、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な限度において、有効期間その他の条件を付することができる。

(変更の許可等)

**第二十五條** 飼養許可を受けて特定動物を飼養する者（以下「許可飼養者」という。）は、第二十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかの変更（同項第三号に掲げる事項の変更にあつては、特定動物の数の増加に限る。第四十七条第三号

において同じ。）は、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容及びその理由

3 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第二十一条第四項後段の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出をした事項の変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 許可飼養者は、第二十一条第二項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項の変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

**第二十六條** 許可飼養者及び第二十一条第四項後段の規定による届出をした者は、特定動物の飼養をやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、標識を返納しなければならない。

(標識の再交付)

**第二十七條** 許可飼養者は、標識を亡失し、又は損傷したときは、標識の再交付を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による再交付の申請があつたときは、標識を再交付しなければならない。

(標識の返納)

**第二十八條** 許可飼養者は、第二十五条第三項において準用する第二十二條の規定により標識の交付を受けたとき又は前条第二項の規定により標識の再交付を受けた後に亡失した標識を発見したときは、遅滞なく、既に交付を受け、又は発見した標識を知事

に返納しなければならない。

(標識の掲示)

**第二十九条** 許可飼養者は、第二十二条の標識を、飼養施設の設置する場所の出入口その他の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。

(飼養許可の取消し)

**第三十条** 知事は、許可飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により飼養許可を受けたとき。
- 二 第二十四条(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- 三 次条本文の規定に違反したとき。

四 第三十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五 第三十九条第一項の規定に違反したとき。

六 第四十条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

(飼養施設内での飼養)

**第三十一条** 特定動物を飼養する者は、特定動物を飼養施設の外へ出してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、人の生命等に対する侵害のおそれがない方法で取り扱うときは、この限りでない。

- 一 特定動物を制御できる者の管理の下で、興行、展示その他規則で定めるものを使用する場合
- 二 特定動物を制御できる者の管理の下で、規則で定める基準に適合する飼養施設により収容して搬送する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(特定動物を飼養する者の遵守事項)

**第三十二条** 特定動物を飼養する者は、その飼養する動物について、第五条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 飼養施設を第二十三条第一号に掲げる基準に常に適合するように維持するとともに、飼養施設を定期的に点検すること。

二 特定動物を捕獲するための器材を備え、かつ、常に使用できるようにこれを整備しておくこと。

三 地震、火災その他の災害における特定動物の逃走を防止する方法その他必要な緊急措置を定めておくこと。

四 前三号に掲げるもののほか、特定動物が人の生命等を侵害しないように飼養すること。

**第三章 動物の収容等**

(野犬等の収容)

**第三十三条** 知事は、飼い主の判明しない犬又は飼い主が第六条第一号に掲げる事項を遵守せず、人の生命等を侵害することのないようにされていない犬(以下「野犬等」という。)があるときは、当該職員にこれを収容させることができる。

- 2 前項の職員は、収容しようとして追跡中の野犬等が飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。
- 3 何人も、正当な理由がなく、前項本文の規定による立ち入りを拒んではならない。
- 4 第一項の職員は、第二項本文の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公示及び処分)

**第三十四条** 知事は、前条第一項の規定により野犬等を収容させたときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明しないものにあつては当該野犬等を収容した日時、場所その他必要な事項を二日間公示しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた飼い主は、当該通知を受けた日の翌日までに当該野犬等を引き取らなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反し飼い主が当該野犬等を引き取らなかった場合、又は第一項の公示期間が満了する日の翌日までに当該野犬等を引き取らない場合は、当該職員にこれを処分させることができる。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主がその旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分させることができない。

4 第一項及び前項本文の規定(飼い主の判明しない野犬等に係る部分に限る。)は、知事が法第十八条第二項において準用する同条第一項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第十九条第二項の規定により動物を收容した場合について準用する。(收容した負傷動物の取扱い)

**第三十五条** 知事は、次に掲げる場合において、これらの動物が疾病にかかり、又は負傷しているときは、治療その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一 法第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により犬又はねこを引き取った場合

二 法第十九条第二項の規定により動物を收容した場合

三 第三十三条第一項の規定により野犬等を收容した場合

(譲渡)

**第三十六条** 知事は、次に掲げる動物の飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められるものに譲渡することができる。ただし、当該動物(哺乳類に属するものに限る。)が離乳前の状態にあるときは、この限りでない。

一 法第十八条第一項の規定により引き取った犬又はねこ

二 法第十八条第二項において準用する同条第一項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は法第十九条第二項の規定により收容した動物であって、第三十四条第四項において準用する同条第三項本文の規定により処分することができるもの

三 第三十三条第一項の規定により收容した野犬等であって、第三十四条第三項本文

の規定により処分することができるもの  
(処分の特例)

**第三十七条** 知事は、野犬等が人の生命等を侵害し、又はそのおそれがあると認められた場合において、第三十三条第一項の規定による收容を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、区域及び期間を定め、当該職員に薬物を使用して処分させることができる。この場合において、当該区域内及びその近傍の住民に対して、その旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による処分及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

**第四章 緊急時等の措置**

(緊急時の措置)

**第三十八条** 特定動物の飼い主は、特定動物が飼養施設から逃走したときは、直ちにその旨を保健所及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃走しないようにすること等により、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

**第三十九条** 特定動物の飼い主は、当該特定動物が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、当該犬が人の生命等を侵害したときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

**第五章 雑則**

(措置命令)

**第四十条** 知事は、特定動物の飼養施設が第二十三条第一号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、許可飼養者に対し、期限を定めて、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。



2 知事は、特定動物が人の生命等を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 特定動物を飼養施設内で飼養し、これを係留し、又はこれに口輪をつけること。

二 特定動物を処分すること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

3 知事は、犬の飼い主が第六条第一号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 係留すること。

二 口輪をつけること。

三 前二号に掲げるもののほか、犬による人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告の徴収及び立入調査等)

第四十一条 知事は、この条例(第二章第二節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、動物の飼い主に対し、動物の飼養の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、当該動物を飼養している場所その他関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況その他必要な事項について調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入調査及び質問について準用する。

(動物愛護指導員及び動物愛護技術員)

第四十二条 知事は、第二十条第一項の規定による立入調査及び質問、第三十三条第一項の規定による野犬等の収容及び同条第二項の規定による立入り、前条第一項の規定による立入調査及び質問その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動

物愛護指導員を置く。

2 知事は、動物愛護指導員の業務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。

3 動物愛護指導員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、動物愛護指導員及び動物愛護技術員の資格その他必要な事項は、規則で定める。

(手数料等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を申請の際納付しなければならない。

一 第八条第一項の登録を受けようとする者 一件につき 六千六百円

二 第十一条第一項の変更の登録を受けようとする者 一件につき 四千円

三 第十三条第一項の再交付を申請する者 一件につき 二千円

四 飼養許可を受けようとする者 一件につき 一万五千円

五 第二十五条第一項の変更の許可を受けようとする者 一件につき 一万円

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 法第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第十九条第二項の規定により知事が収容した動物又は第三十三条第一項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用を納付しなければならない。ただし、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第六条第一項又は第十八条第一項の規定により抑留された犬の返還を受けようとする場合は、この限りでない。

(その他)

第四十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

**第四十五条** 第二十一条第一項の規定に違反して飼養許可を受けずに特定動物を飼養した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第二項の規定による命令に違反した者

二 第四十条第一項の規定による命令に違反した者

三 第四十条第二項の規定による命令に違反した者

四 第四十条第三項の規定による命令に違反した者

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して登録を受けずに動物取扱業を営み、又は第十一条第一項の規定に違反して変更の登録を受けないで第八条第二項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかの変更をした者

二 偽りその他不正の手段により、第八条第一項の登録又は第十一条第一項の変更の登録を受けた者

三 第二十五条第一項の規定に違反して、変更の許可を受けないで第二十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかの変更をした者

四 第三十一条本文の規定に違反して特定動物を飼養施設の外へ出した者

**第四十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査に対し拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をした者

二 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査に対し拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をした者

**第四十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第三十八条第一項の規定による通報をしなかった者

二 第三十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

**第五十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

**(奈良県飼い犬管理条例の廃止)**

2 奈良県飼い犬管理条例（昭和四十一年四月奈良県条例第三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

**(経過措置)**

3 この条例の施行の際現に法第八条第一項の規定による届出をしている者（動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百一十一号）附則第四条第二項の規定により法第八条第一項の規定による届出をした者とみなされたものを含む。）は、第八条第一項の登録を受けた者とみなす。

4 前項の規定により登録を受けた者とみなされた者（以下「みなし登録業者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一年以内に、飼養施設を設置する事業所ごとに、第八条第二項第八号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 みなし登録業者に係る第九条の規定の適用については、同条第一項中「前条第二項の申請書」とあるのは「附則第四項の届出書」と、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出をした者」とする。

6 みなし登録業者については、前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項の規定により動物取扱業登録証を交付されるまでの間、第十六条の規定は、適用しない。

7 施行日から起算して一年間（附則第四項の届出書の提出があった場合にあっては、当該提出のあった日までの間）は、第十八条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

8 附則第四項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者は、二十万円以下